第５　ユーザンス債権及び一般債権に対する弁済の時期等

１　第１回弁済

清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、以下の弁済を行う。なお、清算株式会社が一般債権者に対して債権（定期預金債権を除く。）を有する場合には、当該債権と相殺することで②の弁済に充てるものとする。

①　ユーザンス債権者に対するユーザンス債権弁済額の弁済

②　一般債権者に対する別紙３記載の額（以下「第１回弁済時一般債権弁済額」という。）の弁済

２　第２回弁済

清算株式会社は、担保権付債権に係る担保が設定されている資産を含む全ての資産の換価が終了した日又は本協定の認可の決定が確定した日のいずれか遅いほうの日から１カ月以内に、一般債権者に対し、以下のアからイを控除した額の弁済を行う。

ア　第２回弁済直前時において清算株式会社が有する現預金に第１回弁済時一般債権弁済額の総額を加えた額から、①清算結了までに発生し、又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、基準債権額Ｂの割合に応じて按分した額

イ　第１回弁済時一般債権弁済額

第６　債務免除等

１　協定債権の債務にかかる免除

協定債権者は、清算株式会社に対し、清算株式会社が上記第５の２の第２回弁済をしたときは、協定債権の元本、利息債権及び遅延損害金請求権の残額の全額につきその債務を免除する。

２　新たな財産が発見された場合の取扱い

上記第５の２の第２回弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、清算株式会社と協定債権者との協議の上当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般の優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して、基準債権額Ｂの割合に応じて按分して弁済する。この場合、上記１⑴に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２８年（再）第３４号

鹿児島県鹿児島市本城町366番地

再生債務者　吉田ゴルフ開発株式会社

１　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年10月３日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年11月７日から平成28年11月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第３５号

東京都渋谷区猿楽町９番８号

再生債務者　有限会社ディータイムスシー東京

１　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年10月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年11月９日から平成28年11月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再）第３６号

大阪府大阪市北区角田町３番25号

再生債務者　有限会社ディータイムスシー

１　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年10月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成28年11月９日から平成28年11月16日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２８年（再）第２２号

東京都港区南青山２丁目７番５－404号

再生債務者　小幡　　亨

１　決議に付する再生計画案　平成28年８月29日付け再生債務者提出の再生計画案

２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

３　債権者集会

⑴　期日　平成28年10月18日午前10時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

４　書面投票期間　平成28年10月11日まで

５　議決権不統一行使の通知期限　平成28年10月４日

平成28年９月２日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第７３号

埼玉県入間市春日町２丁目14番11－1010号

再生債務者　養父　直人

１　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月23日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月６日から平成28年10月17日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第９号

北海道夕張市平和１番地50

再生債務者　近田　良孝

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月18日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（再イ）第２号

秋田県山本郡八峰町八森字椿27番地

再生債務者　門脇　孝寛

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月17日まで

秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（再イ）第７７号

埼玉県ふじみ野市水宮14番13号

再生債務者　明石　正則

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月20日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１４６号

千葉県船橋市二和西４丁目29番19号

再生債務者　宮後竜太郎

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月24日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第３０号

千葉県富里市七栄１番地１

再生債務者　島崎修二郎

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月11日から平成28年10月24日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第１５８号

愛知県瀬戸市西吉田町29番地の17

再生債務者　山口すみ子

１　決定年月日時　平成28年９月５日午後３時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年９月26日まで

４　一般異議申述期間　平成28年10月３日から平成28年10月11日まで

名古屋地方裁判所民事第２部